

(仮称) 宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画

意見書

平成21年2月26日

宇都宮市配偶者暴力対策基本計画策定懇談会

1 意見書の提出にあたって

当懇談会は、宇都宮市が新たに「配偶者からの暴力対策基本計画」（以下「本計画」という）を策定するにあたり、専門的な見地から意見を提言するものである。

当懇談会は、暴力のない地域づくりを目指し、計画期間である 5 年間に実効ある取組がなされるよう、4 回にわたり会議を開催し、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であるという認識のもと、現状を調査し、暴力の根絶から自立支援に至るまで、総合的な取組に関して議論を重ねてきたところである。

現在、我が国においては、女性の人間としての尊厳を損なう様々な形での暴力が存在しており、特に、夫から妻への犯罪の検挙件数はこの 10 年間で約 5 倍に増加するなど、配偶者からの暴力（以下「DV」という）は、社会的な問題として顕在化している。

このため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成 16 年以降、2 度にわたり改正されるとともに、平成 20 年 1 月に改定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」では、被害者に対する一層の支援強化が打ち出されたところである。

宇都宮市においても、DV 相談件数がこの 5 年間で約 3.5 倍に急増するとともに、平成 19・20 年には、DV を原因とした凄惨な殺人事件が発生するなど、DV がますます深刻化していることを踏まえ、被害者に最も身近な行政主体として、早急に DV 対策に取り組んでいかなければならない。

宇都宮市は、本計画の策定にあたり、全国の市町村で初めて DV の被害者を対象とした聞き取り調査を実施した。その結果、交際中など結婚前から DV を受けている女性がいること、被害者の多くが繰り返される暴力の中で人間不信や絶望感に陥り、精神的な不調から日常生活に支障をきたしていること、多くの被害者が配偶者と離れた後、経済的に苦しい状況にあること、さらには、被害者の子どもの大半が DV を目撃し、将来の人格形成に悪影響を受けていることなど、幾重にも困難を抱えていることが明らかになったところである。

既に、宇都宮市は、平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画」の基本目標として「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」を掲げ、女性に対する暴力根絶に取り組むとともに、平成 20 年 4 月には市女性相談所に DV 相談と被害者支援の拠点となる配偶者暴力相談支援センターを全国に先駆けて設置するなど、その積極的な取組姿勢は評価に値するところである。

こうしたことから、当懇談会としては、一層充実した計画となるよう、DVの予防から被害者の自立支援に至るまで、総合的かつ一体的に施策事業を展開し、特に被害者の早期自立に向けた支援策については最も重要な施策事業として実施されることを強く期待するものである。

最後に、本計画のもと、様々な施策事業が着実に実施されることにより、男女が互いを尊重し、ともに大切にす地域社会が実現されることを切に願う。

2 計画の推進について

配偶者からの暴力対策を進めるにあたり、懇談会は次のことを提言する。

(1) DV防止啓発について

- ・DVが生じる背景には、依然として固定的な性別役割分担や男女の経済力格差などの構造的な問題があるが、一番大切なことは意識の問題であることから、子どもの頃から人権尊重や男女平等、男女共同参画意識の醸成に取り組むこと。
- ・恋人間におけるデートDVも社会的な問題となりつつあることから、高校生や大学生等の若い世代からDV防止に向けた啓発事業に取り組むこと。
- ・地域で活動している民生委員・児童委員をはじめ、医療機関や学校教育現場にもDVに対する理解を求め、被害者の早期発見・通報の仕組みづくりを図ること。

(2) 相談体制の充実について

- ・配偶者から暴力を受けた被害者が、一人で悩むことがないように、市配偶者暴力相談支援センターや民間団体等のDV相談窓口を広く周知すること。
- ・関係機関等においては、複雑で困難な相談事案にも適切かつ迅速に対応できるよう、相談員の資質向上に努めること。
- ・行政手続の窓口において被害者が心無い言葉をかけられるなどの2次被害が起きないように、職員等に対して研修や啓発を行うこと。

(3) 緊急時における安全確保について

- ・警察署や婦人相談所等の関係機関と連携を密に図り、被害者とその子どもが一時保護に至るまでの安全に万全を期すこと。

(4) 被害者の自立支援について

- ・被害者が自立に向けた新たな生活を始めるにあたり、心身の不調、就労問題や住宅の確保など様々な困難を抱えていることから、被害者が地域で孤立することがないように、被

害者や子どもの心のケアのためのカウンセリングの実施，被害者の居場所の整備，IT 講座の開催による就労支援など，被害者一人ひとりの置かれた状況や意思を尊重しつつ，きめ細かで継続的な自立支援を行うこと。

(5) 関係機関・関係団体等との連携について

- ・DV 対策を総合的に推進するにあたっては，県婦人相談所や警察署などの公的機関はもとより，医師会や弁護士会，民間シェルターなどの民間団体との協力・連携が不可欠なことから，更に連携を強化すること。

(6) 計画の推進について

- ・本計画の実効性を高めるため，施策事業の進捗状況を管理・評価し，各種の施策事業を着実に推進すること。

3 その他

昨今の厳しい財政状況を考慮しつつも，DV 対策は早急に対応すべき重要な課題であることから，可能な限り財政上の措置を確実なものとなされたい。

以上

4 懇談会の会議の経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成20年8月19日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の策定について・配偶者からの暴力の現状と課題について
第2回	平成20年11月6日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の基本的な考え方(案)と体系(案)について・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の計上事業(案)について
第3回	平成20年12月19日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の目標値の設定(案)について・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の素案について
第4回	平成21年2月20日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に対する懇談会意見書(案)について

5 懇談会委員名簿

所属・役職	氏名
宇都宮文星短期大学教授	◎山口哲子
宇都宮地方法務局人権相談主任	大島順子
栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課長補佐	新井泰弘
宇都宮中央警察署生活安全課長	菅原良之
栃木県婦人相談所所長	奥村幸子
(財)とちぎ男女共同参画財団事務局長	渡辺和枝
宇都宮市医師会理事	渡辺洋伸
栃木県弁護士会会長	○高木光春
宇都宮市民生委員児童委員協議会会長	江連晴夫
宇都宮人権擁護委員協議会副会長(宇都宮部会長)	坂本千代子
(財)栃木県母子寡婦福祉連合会理事	斉藤雅世
認定特定非営利活動法人 ウイメンズハウスとちぎ 理事長	中村明美
DV被害者支援ボランティア & ハンド 会長	Y, H

◎会長, ○副会長